

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 10 号	令和3年11月4日 受理
件 名	厚木市開発審査会提案基準 19「幹線道路の沿道等における特定流通業務施設」の基準の改正陳情
陳 情 者	横浜市瀬谷区瀬谷三丁目 10 番地 11 有限会社エムケイ企画 菊池哲郎
付託委員会	都市経済常任委員会

《陳情の趣旨》

- 1 岡津古久地区は新設の伊勢原大山インターから2キロメートルの位置にあり、日産テクニカルセンター、森の里、大和ハウスによる森の里東地区との産業上、一体性を図れる地域であります。またこの地域からのアクセスは新設インターチェンジのほうが東名厚木インター、圏央道厚木インターよりもアクセスの距離が短く利便性のよい地域であります。
- 2 本地区は新設インターチェンジの産業資源を最有効利用に図るべき地域であり、改正により特定流通業務の建設が可能になり、さらなる地域発展を見込まれます。
- 3 本地区は厚木市産業マスタープランでは新設インターチェンジへのアクセス記述しかなく、新設インターチェンジの産業資源を有効利用する産業政策が忘れられ発展性のない地域となってしまいます。
- 4 従来、提案基準19で開発許可されている特定流通施設の多くが、厚木市産業マスタープラン、都市マスタープランでは土地利用を農地として維持すべき白地としている第一種農地の土地で、産業政策もない広大な第一種農地を開発許可し、マスタープランと相反するような土地利用をしている。本地区は第二種の農地、山林であり、農地転用も可能な適合する土地利用地区である。
- 5 提案基準19の基準は下依知字中原710、許可番号第29-105号の開発許可は基準2では申請時に、現に供用され開始されている9mと記載しているにかかわらず、許可時には市道認定もない6mの道路で、9m基準に満たしてなく、敷地に沿部分のみの9mのセットバックで基準に合わなくても開発許可をし、付度した許可をしている。この開発許可は提案基準19を不正と思わせるような

基準運用しているのに、伊勢原大山インターは認めないのは開発行政の行政指導運用に問題があるのではないか。開発行政の運用に忖度のない開発行政を望みます。

以上の5項目の理由により1日でも早い開発審査会提案基準の改正を要望し陳情します。

《陳情の項目》

厚木市開発審査会提案基準 19 の基準の内容 2 の現行記述の部分に新東名高速道路伊勢原大山インターチェンジを加えて改正することを陳情します。

《参考》

厚木市開発審査会提案基準 19

提案基準の基準の内容 2 の記述（現行）

当該特定流通業務施設（以下「当該施設」という。）の敷地が、東名高速道路厚木インターチェンジ及び首都圏中央連絡自動車道（さがみ縦貫道路）の各インターチェンジ（供用開始されたものに限る。）の出入口を中心とした半径3キロメートルの円で囲まれる区域内にあり、当該施設の敷地が接する道路及び当該インターチェンジに至るまでの主要な道路が、幅員9メートル以上、かつ2車線以上の幹線道路であること。

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 11 号	令和3年11月4日 受理
件 名	厚木市開発審査会提案基準 19「幹線道路の沿道等における特定流通業務施設」の基準の改正要望の陳情
陳 情 者	相模原市南区東大沼三丁目 29 番 2 号 株式会社双葉プランニング 南雲信秀
付託委員会	都市経済常任委員会

《陳情の趣旨》

1 私たちは岡津古久地区が新設の新東名高速道路伊勢原大山インターチェンジ供用開始になり、新設インターチェンジによる産業の発展、まちづくりが発展すると期待しているところです。

2 本地区は新インターチェンジより2キロメートルの位置にあり、既存の日産テクニカルセンター、森の里、大和ハウスによる森の里東地区との産業上の一体性を図れる地域であり、新設インターチェンジの産業資源を最有効利用に図るべき地域であり、提案基準の改正により、特定流通業務施設の建設が可能になり、地域振興が図られ、さらなる地域発展が見込まれます。

3 本地区は厚木市産業マスタープラン、都市計画マスタープランとも、新設インターチェンジの産業資源として利用する産業政策が検討されていません。新設インターチェンジが開設されても発展性のない地域となってしまいます。

4 従来、提案基準19で開発許可されている特定流通施設が、厚木市産業マスタープラン、都市マスタープランでは土地利用を農地として維持すべき白地としている第一種農地の土地で、産業政策もない広大な第一種農地を開発許可し、マスタープランと相反するような土地利用をしている土地も許可されています。本地区は第二種の農地、山林も多く、農地転用も可能な土地利用地区です。

厚木市では特定流通業務施設（「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」による倉庫施設）は市街化調整区域内の高速道路の東名高速道路厚木インターチェンジ及びさがみ縦貫道路厚木インターチェンジ周辺の特定流通業務施設は開発提案基準により許可されてきました。

伊勢原大山インターの開設により開発審査課に伊勢原大山インターを提案基

準に追加し、特定流通業務施設の開発許可が可能になるように陳情しましたが、開発審査会提案基準の対象として認めることはできないと拒否されてきました。

一方、神奈川県は本年8月2日に神奈川県開発審査会提案基準の改正があり、新東名高速道路の供用開始により許可対象となるインターチェンジとして伊勢原大山インターチェンジが追加され許可が可能になりました。

我々も神奈川県が伊勢原大山インターが許可可能になったので厚木市も基準が改正されるものと期待しましたが、同じインターチェンジの利用により隣接の伊勢原市市内の土地は許可可能となり、伊勢原市より産業施設、研究所が整備されている厚木市の土地が許可が不可能になると聞き、理由が理解できません。厚木市は伊勢原大山インターチェンジの産業上の効用を検討していないのではないかと疑いを持たずを得ません。さらに神奈川県との行政上の不平等性もあり、納得できません。

#### 《陳情の項目》

厚木市開発審査会提案基準 19 に伊勢原大山インターチェンジを神奈川県同様に許可可能なインターチェンジとするよう開発審査会提案基準 19 の早急な改正を要望し陳情します。

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 12 号	令和3年11月12日 受理
件 名	厚木市に知的・精神・身体障害者の就労相談支援窓口の拡大を求める陳情
陳 情 者	厚木市鳶尾二丁目26番8号 ベルフラワー202 内木 良
付託委員会	市民福祉常任委員会

《陳情の趣旨》

現在「ゆいはあと」の1人の職員が主にこの業務を担っている。不当な解雇やパワハラは職員が多ければ労働基準監督署、人権擁護支援センター、横浜地方法務局、法テラス等と様々に結びつけられ助言も調停も訴訟もできる。子育て日本一とうたうのであれば障害者の住みたいまち日本一ともうたうべきで、障害者だって仕事ができないと自立は全くできない。

《陳情の項目》

厚木市は子育て日本一とうたうのであれば障害者の住みやすいまち日本一ともうたい、障害者の就労自立に取り組んで障害者も住みやすいまち日本一と宣伝してください。

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 13 号	令和3年11月12日 受理
件 名	権田直助先生の調査、宣伝、伝承を大山観光、令和教育の面からも求める陳情
陳 情 者	厚木市鳶尾二丁目 26 番 8 号 ベルフラワー202 内木 良
付託委員会	環境教育常任委員会

《陳情の趣旨》

権田直助先生は、本居宣長先生の流れをくむ平田篤胤先生の弟子で、国学者である。大山阿夫利神社の最初の神主を担った。現在の日本の神社はこの国学者の先生たちがほぼ今の型にしたことは意外と皆さん知らない。明治は廃仏毀釈があった。昭和、戦後の教育はこのようなことから全く離れた。神社参拝は正月、七五三、子供たちも参拝する。現在の厚木市には当時の国学の形跡は数多く残っている。

《陳情の項目》

厚木市は市内大山と権田直助先生の形跡、史跡、遍歴を調査、伝承し、令和の教育と大山観光に結びつけて宣伝してください。

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 14 号	令和3年11月12日 受理
件 名	大川周明先生の調査、宣伝、伝承を観光、令和教育の面から厚木市に求める陳情
陳 情 者	厚木市鳶尾二丁目 26 番 8 号 ベルフラワー202 内木 良
付託委員会	環境教育常任委員会

《陳情の趣旨》

大川周明先生は日本を代表する国家主義者である。井上日召先生の血盟団事件から二・二六事件、五・一五事件を昭和維新と言う。海軍の過激派と起こした五・一五事件で服役、出所後は文筆活動を主にされ、ベストセラーの本も書かれた。今の時代だからこそ伝承することができる偉大な昭和の歴史に残る人物である。それは井上日召先生、小沼正先生、四元義隆先生、赤尾敏先生、児玉誉士夫先生、笹川良一先生、北一輝先生などにも言える。太平洋戦争A級戦犯後、当時の厚木と同じ愛甲郡の山十邸に住まわれ、大学の講師をされた。日本教育に力をつくされた。

《陳情の項目》

大川周明先生の調査、伝承、宣伝を、令和の教育の面と観光の面からも行ってください。

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 15 号	令和3年11月12日 受理
件 名	多発する鉄道車内の重大通り魔事件の検証、対策を国に求める意見書の提出を求める陳情
陳 情 者	厚木市鳶尾二丁目 26 番 8 号 ベルフラワー202 内木 良
付託委員会	総務企画常任委員会

《陳情の趣旨》

仕事がうまくいかず、自暴自棄になり、刃物を使って人を切りつけた事件やミソジニーの男性は若い女性を殺害しようとした事件の動機は断定はできない。仕事はうまくいかずに自暴自棄になり、自殺しようと思ったという理由は全てに言える。雇用関係は簡単に解雇できない。国は労働基準監督署を担当にこの手の不当解雇、不当行為に対応している。断定はできないが雇用側の不当行為に端がありそうだとも言える。

《陳情の項目》

国は多発する鉄道車内の重大通り魔事件の検証、対策を取り、鉄道に安全に乗れるようにするため、意見書を提出してください。



陳 情 文 書 表	
陳 情 第 16 号	令和3年11月12日 受理
件 名	日本のミサイル防衛を完全に無力化した極超音速ミサイルには対策に磨きをかけ日本国民の生命を守ることを国に求める意見書の提出を求める陳情
陳 情 者	厚木市鳶尾二丁目 26 番 8 号 ベルフラワー202 内木 良
付託委員会	総務企画常任委員会

《陳情の趣旨》

極超音速ミサイルは日本のミサイル防衛を完全に無力化したミサイルである。自民党の部会の中では大塚拓先生を中心に国の安全保障、国防の面から話し合われている。総裁選の中では政調会長の高市早苗先生も問題視された。対策に磨きをかけることが安全保障上でき、それが日本国民の命を守り厚木市民を守る。

《陳情の項目》

国は日本のミサイル防衛を完全に無力化したこのミサイルに毅然と対応し、日本国民の生命を守るための意見書を国に提出してください。

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 17 号	令和3年11月12日 受理
件 名	国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
陳 情 者	横浜市中区桜木町三丁目9番地 横浜平和と労働会館4階 神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正利
付託委員会	環境教育常任委員会

#### 《陳情の趣旨》

2020年度4月1日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収590万円未満世帯の私立高等学校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減しました。2020年度9月末学費滞納調査（全国私教連実施）によると、学費滞納率は前年度を大きく下回り、新型コロナウイルス感染症による経済停滞の私立高等学校の学費負担への影響を最小限に食い止める結果を示しました。

しかしながら、文部科学省の調査では私立高等学校授業料の2020年度全国平均額は43万4000円、施設整備費等15万2000円の合計58万6000円です。年収590万円未満世帯でも年額3万8000円の授業料負担が残り施設整備費と合わせて19万円、年収590万円以上世帯では、就学支援金11万8800円を除いても46万7200円という高額の負担が残っています。殊に多子家庭では多大な負担となる状況です。また初年度には全国平均16万3000円の入学金負担もあり、私立高等学校選択の障壁になっています。こうした実態に対して政策理念に立ち「授業料実質無償化」となるよう、また年収590万円以上世帯の学費負担軽減と、私学の学費負担の自治体間格差解消を目指し、年収590万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料無償化世帯・支給対象拡大などの拡充が求められます。

一方、私立学校への経常費助成金の大幅な増額も必要です。とりわけ、コロナ禍において「密」を回避するための「少人数学級」、そのための「専任教諭増」などの実現は、私立学校においても早急に取り組まなければならない喫緊の課題です。私立学校が公教育として重要な役割を担っている立場から、1975年私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された「1/2助成」を速やかに実現されることを強く求めます。

また、実施5年目を迎える「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援」について、どの年齢においても経済的な理由により私学での学びが阻害されないよう、教育予算の増額によってその拡充がされることが強く求められます。私立高等学校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、次の項目について陳情いたします。

#### 《陳情の項目》

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 18 号	令和3年11月12日 受理
件 名	神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
陳 情 者	横浜市中区桜木町三丁目9番地 横浜平和と労働会館4階 神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正利
付託委員会	環境教育常任委員会

#### 〈陳情の趣旨〉

昨年度から国の就学支援金制度により、年収590万円未満世帯まで私立高等学校の授業料実質無償化が実現しました。さらに神奈川県では県独自の授業料補助制度の拡充により年収700万円未満世帯まで、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現しました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正がまた一歩進み、中学生の高等学校選択の幅が広がりました。

しかし、これらの制度では補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間約27万円残されます。近隣の都県、例えば年収910万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現している東京都、年収720万円未満世帯まで多子加算を措置し、年収500万円未満世帯まで施設費等を含めた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、今年度は拡充されずに現状維持であった神奈川県の制度は見劣りします。愛知県では施設費を授業料に振り替えることで平均授業料が上がり、授業料補助額が増額になり、施設費が少額のため学費の9割を補助金が賄っています。

また、神奈川県の私立学校への生徒1人当たり経常費補助は、昨年度国基準(国庫補助金と地方交付税交付金の合計額)を達成した幼稚園を除けば、小中高いずれの校種でも国基準額を下回っています。その全国順位は、県の近年の努力にかかわらず、高等学校は47都道府県中43位、中学校は45都道府県中45位、小学校は36都道府県中32位と、全国最下位水準です。私立学校においても「少人数学級」を実現するための「専任教諭増」など、経常費補助増額は早急に取り組まなければならない喫緊の課題です。またこの補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。保護者負担の軽減は、いまだ

道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子供たちの学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層拡充していくことは、県政における最重要課題です。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、次の項目について陳情いたします。

#### 《陳情の項目》

神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「令和4年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 19 号	令和3年11月15日 受理
件 名	安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民の命と健康を守ることを求める意見書を国に提出することを求める陳情
陳 情 者	横浜市中区桜木町三丁目9番地 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡 孝広
付託委員会	市民福祉常任委員会

#### 《陳情の趣旨》

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民の命と健康が脅かされる事態が広がりました。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、及び感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費並びに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。

75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民の命と健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

逆進性の高い消費税を減税するなどの対策と同時に、社会保障に関わる財源の確保が重要です。社会保障の再分配機能を高め、大企業・富裕層への応能負担を求めるなど、コロナ対策並びにコロナ後の社会を見越した政策が必要ではないでしょうか。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、次の項目につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を提出していただけるよう陳情いたします。

《陳情の項目》

- 1 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。
  - ①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。
  - ②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。
- 2 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。
- 3 社会保障・社会福祉に関わる国庫負担を増額し、75歳以上の医療費窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

以上

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 20 号	令和3年11月15日 受理
件 名	介護施設の人員配置基準等の引上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情
陳 情 者	横浜市中区桜木町三丁目9番地 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡 孝広
付託委員会	市民福祉常任委員会

#### 《陳情の趣旨》

超高齢社会を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金です。2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」では、介護職の処遇改善とともに、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置の在り方にかかる基準等について検討を行うこと」を国に求めています。政府は介護従事者の処遇改善に取り組んできた一方で、「人員配置基準」の改善についてはほとんど取組を進めていません。それどころか、実態に見合った配置基準は都道府県等の条例に定めるものだとし、その責任を都道府県等に転嫁しています。

実際の介護現場では、法律（条例）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしていることが、厚生労働省の調査でも明らかになっています。それにもかかわらず、介護現場は「人手が足りない」、「業務が過剰」という状態が続いています。ましてや、今般のコロナ禍では法定の配置基準で対応することは、到底不可能であることは一目瞭然です。人材確保対策として、外国人介護労働者の受入れが始まりましたが、労働環境の改善が進まなければ今と同じ状況になることは容易に想像できます。こうした現状を改善するためには、少なくとも「人員配置基準」を実態（特別養護老人ホームの場合「2：1」）まで引き上げ、介護報酬でその費用を担保することが必要不可欠です。介護労働者が働き続けられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するために、次の項目につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を提出していただけるよう陳情いたします。



《陳情の項目》

- 1 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）等の人員配置基準を定めた基準について、介護職員及び看護職員の人員配置基準を実態に見合った水準に引き上げることを。
- 2 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準について、現行の「入所者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「入所者2人に対して1人以上」に引き上げることを。
- 3 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。
- 4 上記の項目を保障するため、介護報酬の引上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 21 号	令和3年11月15日 受理
件 名	精神保健福祉の改善に関する意見書を国に提出することを求める陳情
陳 情 者	横浜市中区桜木町三丁目9番地 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡 孝広
付託委員会	市民福祉常任委員会

#### 《陳情の趣旨》

精神科を受診する人は年間420万人に迫っており、誰でも安心して気軽にかかれる精神科医療の充実は、国民的な課題となっています。

しかし、現行の日本の精神科医療は、諸外国に比べ半世紀以上の遅れを取っており、地域生活を基盤とした諸外国とは異なり、施設療養生活中心となっています。一般病院に比べ、診療報酬は低く抑えられ、施設内の医療スタッフの体制も半分以下と極めて少ない状況です。疾患治療ではなく、精神障害者から社会を守るという日本独特の誤った観点が精神疾患に対する差別、偏見を助長し、世界的にも類を見ない長期に渡る社会的入院や隔離・身体拘束による人権侵害をもたらし、国際的にも批判を受けています。

日本は、2014年に障害者権利条約を批准しています。全ての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健福祉の改革を図ることが必要です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による、新たな生活様式に適したメンタルヘルス対策を構築することは喫緊の課題となっています。誰もが地域社会でその一員として安心して暮らし続けられるよう、地方自治法第99条に基づいて次の項目についての意見書を国に対し提出していただけますよう陳情します。

#### 《陳情の項目》

- 1 良質な医療を提供し、隔離・身体拘束を原則廃止できるよう、精神科専門職の配置人員を引き上げること。また、一般病床より低い人員配置を認めている医療法施行規則を改め、精神病床の人員配置を改善すること。
- 2 精神疾患や認知症があっても、地域で安心して生活できるよう、早い段階か

ら適切な支援と治療を受けることができる包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うこと。

また、差別・偏見をなくすための啓発を進め、施策には当事者・家族の声を尊重して反映させること。

- 3 入院中心から地域への移行を円滑に進めるために、精神保健福祉予算の拡充や労働者の雇用保障・教育・研修を国が責任をもって行うこと。
- 4 新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式に対応したメンタルヘルス対策を早急に講じること。

以上